明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令（**法務**三六）　一
○農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四三）　四

〔告　示〕

○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（**財務・農林水産・経済産業**四）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一二五四）　三
○有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法の一部を改正する件（**同**一二五五）　五
○有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二五六）　五
○有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二五七）　五
○有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二五八）　五
○有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二五九）　五
○有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二六〇）　六
○生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二六一）　六
○生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二六二）　七
○生産情報公表豚肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二六三）　七
○生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二六四）　七
○生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二六五）　七
○生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二六六）　七
○生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二六七）　七
○生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二六八）　七
○定温管理流通加工食品についての流通行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**一二六九）　八
○飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（**同**一二七〇）　八
○農林物資の規格化等に関する法律施行規則第四十六条第一項第一号ニの規定に基づき、農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間を定める件（**同**一二七一）　八

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習、平成二十八年度公害防止管理者等国家試験、プログラムの著作物に係る登録、特定計量器型式承認関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一七
会社その他
会社決算公告　一八

省　令

○法務省令第三十六号

刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第五十一条及び第五十二条の規定に基づき、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月一日

法務大臣　岩城　光英

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十九号中「補導員」を「補導員、福祉職員、薬物専門職員」に、「、週休代替職員等の別を記載すること」を「又は週休代替職員の別を記載すること。いずれにも該当しない場合には、職名を具体的に記載すること」に改める。

様式第二十号から第二十二号までを次のように改める。